令和８年12月市議会定例会提出議案

八　　尾　　市

議案第61号

八尾市手数料条例の一部改正の件

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和８年11月30日提出

八尾市長　山　本　桂　右

理　由

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の一部改正により、条例において引用する同法の条項に移動が生じることに伴い、条例の規定を整理するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市手数料条例の一部を改正する条例

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第８条の４第10号中「第39条の22第１項」を「第39条の11第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第39号）等の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和８年11月30日提出

八尾市長　山　本　桂　右

理　由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定、満３歳以上限定小規模保育事業の設備及び運営の基準に関する規定、理学療法士等のみなし保育士化に関する規定、３歳児に係る保育士の配置基準の経過措置期限の明示に関する規定及び放課後児童支援員の資格要件に関する規定を整備するにつき、関係条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第３条中「満３歳に満たない児童」を「満３歳に満たない者」に、「又は同条第12項第２号」を「若しくは同条第12項第２号」に、「満３歳以上の児童」を「満３歳以上のもの」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第７条第１項中「事項」の次に「（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、同条第７項中「ものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるもの」を加える。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものを

いう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第28条中「小規模保育事業Ｂ型」及び「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第２項第３号中「第６条の３第10項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第７項又は第８項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「第６条の３第10項」を「第６条の３第10項第１号」に改める。

第45条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第７項又は第８項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当

たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「と、同条第４号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第５号」」を削る。

附則第３項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第９項中「第30条第３項」及び「第45条第３項」の次に「若しくは第４項」を加え、「保育士の数（前２項の規定の適用がないとした場合の第30条第２項又は第45条第２項の規定により算定されるものをいう。）」を「前２項の規定の適用がないものとした場合の第30条第２項又は第45条第２項により算定される保育士の数」に改める。

（八尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　八尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年八尾市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、

支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号を次のように改める。

⑹　満３歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。

第２条第６号の次に次の１号を加える。

⑹の２　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

第２条第11号の次に次の３号を加える。

⑾の２　教育認定子ども　法第27条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

⑾の３　満３歳以上保育認定子ども　法第27条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

⑾の４　保育認定子ども　法第29条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第６条第２項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第４項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第７条第２項中「法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第９条第１項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出しを「（特定教育・保育の提供の記録）」に改める。

第13条第４項第３号ア㈠中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア㈡中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ㈠中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ㈡中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第７号中「及び第３項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第３項に規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第１項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第19条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「の法第19条第１号」とあるのは「の法第19条第２号」に、「同条第４項第３号イ㈠中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ㈠中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ㈡中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ㈡中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第１項中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条

第２項中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第19条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ㈠中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ㈠中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ㈡中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ㈡中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第１項中「）第29条」を「）第28条」に、「第32条第１項」及び「第34条」を「第28条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

⑴　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

⑵　事業所内保育事業　法第43条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規

模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に、「同項の選考方法」を「前２項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第２項及び第41条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第１項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第３号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項、第７項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第７項中「ものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるもの」を加え、同条第11項を同条第12項とし、同条第８項から同条第10項までを１項ずつ繰り下げ、同条第７項の次に次の１項を加える。

８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育

認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第７号中「第39条第２項に規定する選考方法」を「第39条第２項及び第３項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第１項及び第２項ただし書中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第49条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第14条第１項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第52条第１項」に、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第52条第３項」を加え、「第40条第２項」を「第37条第３項、第39条第３項及び第40条第２項」に、「含む。次条第３項」を「含む。第52条第３項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第１項を除く。）」を加え、「法第19条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場

合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」に改め、「第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第２項、第39条第２項及び第40条第２項を除き、第50条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第３項中「に係る法第19条第２号」とあるのは「に係る法第19条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保

育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第52条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項」を「満３歳未満保育認定子ども（第51条第１項」に、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

（八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第９条第３項の表備考４を次のように改める。

４　園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を１人増加するものとする。

５　備考１に定める者については、１人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、備考１に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第27条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第２７条の２　幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第６項において準用する法第６条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事

実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第５項中「当たって第９条第３項の表」を「当たって同表」に改める。

附則第11項を附則第12項とし、附則第８項から附則第10項までを１項ずつ繰り下げ、附則第７項中「前４項」を「第９条第３項の表備考第５及び前４項」に、「小学校教諭」を「特定理学療法士等、小学校教諭」に改め、同項の次に次の１項を加える。

８　第９条第３項の表備考５及び附則第５項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第１に定める者（同表備考第５ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の２　児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第45条第７項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第27条第１項第２号の２中「第５条の２の８」を「第５条の２の８第１項」に改める。

第36条に次の１項を加える。

３　前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第26条第５項に規定する心理療法担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第２項、第４項又は第５項の規定により保育士とみなされる者を除く。附則第７項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第２項中「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が４人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第１項に規定する保育士をいい、同条第３項、附則第４項又は附則第５項の規定により保育士とみなされる者及び第36条第３項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第６項中「含み」の次に「、第36条第３項」を加え、「保育士の数（附則第２項及び前２項の規定の適用がないとした場合の第36条第２項の規定により算定されるものをいう。）」を「附則第２項及び前２項の規定の適用がないものとした場合の第36条第２項により算定される保育士数」に改める。

附則に次の１項を加える。

７　第36条第３項及び附則第２項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第３項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体

制を確保しなければならない。

（八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第６条　八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年八尾市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第６条に次の１項を加える。

７　第１項、第２項及び第５項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、１人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第15条中「第６条」を「第５条」に改める。

第16条の２の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１６条の３　認定こども園の設置者は、法第６条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事す

る者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第７項の表中

「

附則第３項	第６条第１項及び第５項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者

」

を

「

第６条第７項	第６条第１項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第３項	第６条第１項及び第５項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者

」

に改める。

附則に次の１項を加える。

８　第６条第７項及び附則第７項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第６条第７項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一

部を改正する条例の一部改正）

第７条　八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和６年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「当分の間」を「令和10年３月31日までの間」に改め、「改正後の八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）」を、「第48条第２項の規定」の次に「（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則第５項中「当分の間」を「令和10年３月31日までの間」に改め、「改正後の八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「児童福祉施設基準条例」という。）」を、「第36条第２項の規定」の次に「（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）」を加え、同項を附則第８項とする。

附則第４項中「当分の間」を「令和10年３月31日までの間」に改め、「改正後の八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」の次に「（次項において「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園基準条例」という。）」を、「第４条第１項の規定」の次に「（満３歳以上満４歳未満の子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第６項とし、同項の次に次の１項を加える。

７　子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園基準条例第４条第１項の規定（満４歳以上の子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第３条の規定による改正前の八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第４条第１項の規定（満４歳以上の子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の数に関する基準に限る。）は、施行

日以後においても、なおその効力を有する。

附則第３項中「改正後の八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「幼保連携型認定こども園基準条例」という。）」を、「第９条第３項の規定」の次に「（満４歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第４項とし、同項の次に次の１項を加える。

５　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年３月31日までの間、幼保連携型認定こども園基準条例第９条第３項の規定（満３歳以上満４歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第２条の規定による改正前の八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第９条第３項の規定（満３歳以上満４歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則第２項の次に次の１項を加える。

３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第１条の規定による改正前の八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の１項を加える。

９　保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、児童福祉施設基準条例第36条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、

適用しない。この場合において、第４条の規定による改正前の八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第２項（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

（八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第８条　八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条第３項第２号の次に次の１号を加える。

⑵の２　児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第11条第３項第３号の次に次の１号を加える。

⑶の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年12月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第７条及び次項の規定　公布の日

⑵　第１条の規定（八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定を除く。）、第３条の規定、第４条の規定（八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第27条の次に１条を加える改正規定を除く。）、

第５条の規定（八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の次に１条を加える改正規定を除く。）、第６条の規定（八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第16条の２の次に１条を加える改正規定を除く。）及び第８条の規定　令和９年４月１日

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日は、令和９年３月31日とする。

議案第63号

八尾市環境影響評価条例の一部改正の件

八尾市環境影響評価条例（平成30年八尾市条例第22号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和８年11月30日提出

八尾市長　山　本　桂　右

理　由

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和８年法律第62号）による災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正により、条例において引用する同法の用語が改められたことに伴い、条例の規定を整理するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市環境影響評価条例の一部を改正する条例

八尾市環境影響評価条例（平成30年八尾市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第36条第１号中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

八尾市道路占用料条例等の一部改正の件

八尾市道路占用料条例（昭和28年八尾市条例第137号）等の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和８年11月30日提出

八尾市長　山　本　桂　右

理　由

国における道路占用料の改定及び社会経済情勢等に鑑み、市道等における占用料の見直しを行うにつき、関係条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市道路占用料条例等の一部を改正する条例

（八尾市道路占用料条例の一部改正）

第１条　八尾市道路占用料条例（昭和28年八尾市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表占用料（円）の欄中「4,200」を「4,300」に、「830」を「840」に、「3,400」を「3,500」に、「1,800」を「1,900」に、「4,900」を「5,000」に、「220」を「230」に、「440」を「450」に、「3,900」を「4,000」に改める。

（八尾市法定外公共物管理条例の一部改正）

第２条　八尾市法定外公共物管理条例（平成16年八尾市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表占用料（円）の欄中「4,200」を「4,300」に、「830」を「840」に、「3,400」を「3,500」に、「1,800」を「1,900」に、「4,900」を「5,000」に、「220」を「230」に、「440」を「450」に、「3,900」を「4,000」に改める。

（八尾市準用河川の占用料の徴収等に関する条例の一部改正）

第３条　八尾市準用河川の占用料の徴収等に関する条例（平成12年八尾市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表占用料（円）の欄中「4,200」を「4,300」に、「830」を「840」に、「3,400」を「3,500」に、「1,800」を「1,900」に、「4,900」を「5,000」に、「220」を「230」に、「440」を「450」に、「3,900」を「4,000」に改める。

（八尾市都市公園条例の一部改正）

第４条　八尾市都市公園条例（昭和43年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第３第２項の表占用料（円）の欄中「4,200」を「4,300」に、「830」を「840」に、「3,400」を「3,500」に、「1,800」を「1,900」に、「4,900」を「5,000」に、「220」を「230」に、「440」を「450」に、「3,900」を「4,000」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　第１条の規定による改正後の八尾市道路占用料条例別表の規定、第２条の規定による改正後の八尾市法定外公共物管理条例別表の規定、第３条の規定による改正後の八尾市準用河川の占用料の徴収等に関する条例別表の規定及び第４条の規定による改正後の八尾市都市公園条例別表第３第２項の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第65号

八尾市火災予防条例の一部改正の件

八尾市火災予防条例（昭和48年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和８年11月30日提出

八尾市長　山　本　桂　右

理　由

「上引き排気ダクト等の適切な管理に関する運用について（令和８年７月３日付け消防庁予防課長通知）」を踏まえ、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理について規定するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市火災予防条例の一部を改正する条例

八尾市火災予防条例（昭和48年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第22条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第23条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第21条第３項の規定を準用する。

第24条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第21条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第66号

令和８年度八尾市一般会計第６号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第１項の規定に基づき、令和８年度八尾市一般会計第６号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和８年11月30日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第67号

令和８年度八尾市国民健康保険事業特別会計第１号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第１項の規定に基づき、令和８年度八尾市国民健康保険事業特別会計第１号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和８年11月30日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第68号

令和８年度八尾市介護保険事業特別会計第２号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第１項の規定に基づき、令和８年度八尾市介護保険事業特別会計第２号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和８年11月30日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第69号

令和８年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計第１号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第１項の規定に基づき、令和８年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計第１号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和８年11月30日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第70号

八尾市立共同浴場錦温泉の指定管理者指定の件

八尾市立共同浴場錦温泉の指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和８年11月30日提出

八尾市長　山　本　桂　右

記

１　管理を行わせる施設

名称　八尾市立共同浴場錦温泉

位置　八尾市幸町三丁目45番地

２　指定管理者

八尾市南本町七丁目６番23号

特定非営利活動法人就労・生活・まちづくり支援機構

代表理事　土田　紀康

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案第71号

安中新田会所跡旧植田家住宅の指定管理者指定の件

安中新田会所跡旧植田家住宅の指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和８年11月30日提出

八尾市長　山　本　桂　右

記

１　管理を行わせる施設

名称　安中新田会所跡旧植田家住宅

位置　八尾市植松町一丁目20番２

２　指定管理者

八尾市明美町一丁目２番３号グランドハイツ106号

ＮＰＯ法人ＨＩＣＡＬＩ

理事長　安藤　亮

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案第72号

八尾市まちなみセンターの指定管理者指定の件

八尾市まちなみセンターの指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和８年11月30日提出

八尾市長　山　本　桂　右

記

１　管理を行わせる施設

名称　八尾市まちなみセンター

位置　八尾市久宝寺三丁目３番20号

２　指定管理者

八尾市東久宝寺三丁目３番12号

ＮＰＯ法人寺内町久宝寺

理事長　花田　禎一

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案第73号

八尾市立くらし学習館の指定管理者指定の件

八尾市立くらし学習館の指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和８年11月30日提出

八尾市長　山　本　桂　右

記

１　管理を行わせる施設

名称　八尾市立くらし学習館

位置　八尾市本町三丁目10番10号

２　指定管理者

特定非営利活動法人関西消費者連合会・八尾市女性団体連合会

代表者　八尾市本町三丁目10番10号

特定非営利活動法人関西消費者連合会

理事長　角田　禮子

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

令和８年12月市議会定例会提出議案
令和８年11月発行（Ｒ８－110）
八尾市総務部政策法務課